

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 U I J ターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び旭川市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、U I J ターン新規就業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に旭川市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に旭川市以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

 - (4) 実施要領第5-1-(1)イにおいて、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(起業の場合のみ)

 - (5) 地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合：全額